

保健室について

保健室はこんな時に利用するところです

① けがをした時

学校生活の中でけがをした時に、応急処置をおこないます。しかし、継続的な治療は行えません。

② 気分が悪くなったり体調をくずした時

飲み薬は出しません。人間のからだには自然治癒力と言って病気やけがを治そうとする力があります。薬にたよるのではなく、どうしてそのような症状が出たのかを考えること、ゆっくり休養することが大切です。

③ 自分のこころやからだの様子を知りたい時

必要に応じて、身長・体重・視力測定ができます。また、健康に関する資料や本を見ることができます。（※現在は、廊下に随時使用できる身長テープや視力表も設置中。）

④ 相談事がある時

からだに関することやこころの悩みなど気軽に相談しにきてください。



利用の仕方・きまり

- ① 授業中や部活動中に、けがをしたり体調が悪くなった時は、教科担当や顧問の先生に声をかけてから保健室に行きます。（友達や学年の先生等に保健室に行くことを必ず伝えましょう。）基本的に保健室は、緊急時以外は休み時間に利用しましょう。
- ② 自分のからだの様子、けがをした時の状況を来室カードに書き、状況をしっかりと話しましょう。
- ③ 保健室にある物を持ち出したり、勝手にさわったりしてはいけません。
- ④ 保健室での休養は、気になる症状や特別な事情等ない限り1時間以内です。教科担当の先生に、連絡カードを渡します。（※教科担当から担任の先生へ）
- ⑤ 保健室内及び保健室前や周辺では、大きな声でさわいだり、暴れたりしないでください。（休養したい人がゆっくり休めなくなります。）
- ⑥ 「寝たい・授業に行きたくない」という理由では休養はできません。
- ⑦ 保健室で物を借りた場合は、必ず返却してください。
（例：ホットタオル、体操服、下着、添え木、三角巾等）

みんなが使う保健室です。一人ひとりが利用しやすい使い方をしましょう。

*保健室に先生がいない場合は、職員室に行きましょう。

<規則正しい生活について ～ 早寝、早起、朝ご飯 ～>

生活の乱れから学校で気分が悪くなったり、頭痛、腹痛等を起こす人が目立ちます。また、朝登校直後から体調不良を訴える人も見られます。

毎日の睡眠時間（最低7時間）、食事（一日三食：特に朝食は必ず摂る）、排便（朝に排便の習慣を!）の生活リズムを身につけ、規則正しい生活を送れるように心がけましょう。



～ 保護者の方へ ～

<登校前の健康観察について>

朝から体調のすぐれない時、また体温が高いときなどは、無理をしないでご家庭で休養をとらせてください。無理して登校しても、学校で体調が悪くなり早退するお子さまがほとんどです。学校を休むときには、保護者の方からご連絡をお願いします。

<保健調査票・緊急連絡カードについて>

健康診断や事故発生時の緊急連絡、受診の際に役立てます。記入の際には、わかりやすくはっきりと記入して下さい。また連絡先や保険証に変更などがあつた場合は速やかに学校まで連絡して下さい。なお、記入していただいた事項については秘密を厳守いたします。

学校でお子さんがけがをしたり、体調が悪くなったりしたとき大切なお子さまを守るため、次のことにご理解ご協力をお願いします。

けが等で医療機関受診が必要な場合

治療には保護者の同意が必要な場合もあります。都合のつく限り医療機関まで保険証を持参の上、治療に立ち会ってください。

体調が悪く早退する場合

保護者に連絡をとり帰宅の確認をとっています。できるだけ学校までお迎えをお願いします。一人で下校していて容体が急変するということも考えられますので、よろしくをお願いします。また、本人のみの下校の際には、帰宅確認のために、帰宅後学校まで電話連絡をするようにお子さまへ伝えていきます。

<健康診断について>

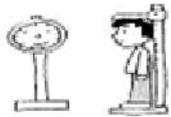
健康診断は、その実施が法令で義務づけられている学校行事です。「学校保健安全法」第13条では『学校においては毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない』とされています。また、必要に応じて臨時の健康診断(山城駅伝前等)も実施します。

[目的]

- ・体の発育・発達の様子や健康状態を調べる。
- ・病気や異常を早期に発見し、早期治療につなげる。
- ・自分の体の様子を知り、関心を持つきっかけとする。

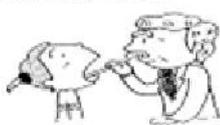
身体計測

身長と体重を測定します。



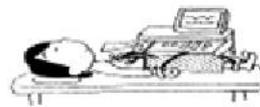
耳鼻科検診

耳、鼻、のどに病気や異常がないか調べます。



心電図検査

心臓に異常がないかを調べます。



尿検査

腎臓などに病気がないか調べます。忘れずに！



聴力検査

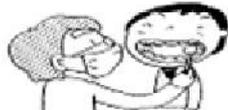
音を聞く力(聴力)がどれくらいか調べます。

(1・3年生のみ)



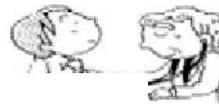
歯科検診

石し歯や歯ぐき、かみあわせなどを調べます。



内科検診・結核検診

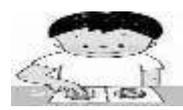
心臓・肺のようすや皮膚・骨、栄養状態などを調べます。



色覚検査

色の見え方について調べます。

(1年生の希望者のみ)



視力検査

ものを見る力(視力)がどれくらいか調べます。



眼科検診

目に病気や異常がないか調べます。



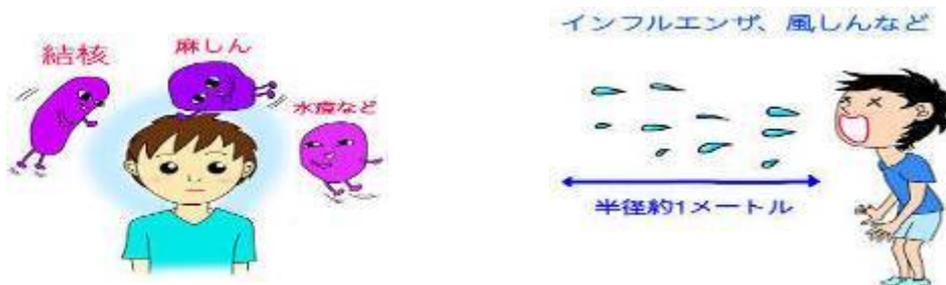
事前に、検診についての注意事項や準備物についてお知らせをしますので、当日の欠席や忘れ物がないようお願いします。健康診断で異常の疑いがあった場合には、結果のお知らせをお渡しします。(※精密検査の費用については、保護者の方の負担になります。)

学校では限られた時間内にたくさんの人数を検査する集団検診のため、疑わしいものは全てチェックをする方法(スクリーニング)をとっています。お知らせをもらったからといって、全て異常があるというわけではありませんが、できるだけ早く専門医にご相談ください。また、受診後学校で配慮することなどがありましたら担任までお知らせください。

異常の有無に関わらず健康診断結果(1学期)については、健康手帳でお知らせします。

<出席停止について>

学校保健安全法および同施行規則に基づいてお子さまが以下のような学校感染症にかかった場合、集団への感染を避けるため一定期間は出席停止となります。医師により学校感染症と診断されたときは、速やかに学校へ連絡してください。また、医師の登校の許可があり、登校を再開する際には学校よりお渡しする「登校許可書」にご家庭で記入のうえ提出してください。



●文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バクト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ<H5N1>を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで(未就学児は3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質 製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

(※)その他の感染症:溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病、アデノウイルスなど

<独立行政法人日本スポーツ振興センターについて>

日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で発生した事故による負傷と、給食などによる中毒、その他の疾病（熱中症など）の医療費と、これらの負傷・疾病のために障害が残ったときの災害見舞金及び死亡見舞金を支給するものです。

学校の活動中にけがをして病院で治療を受けたときは、必ず学校に連絡してください。日本スポーツ振興センターより給付金が支給されます。学校からお渡しする用紙に医療機関及びご家庭にて必要事項を記入し学校に提出して下さい。

<申請の流れ>

- ① 学校での傷病で受診
- ② 病院、薬局などで書類を記入してもらう。
- ③ 委任状、②の書類、領収書原本を学校へ提出。
- ④ 2～3ヶ月後に諸費口座へ振り込み

市の子育て支援医療制度やひとり親制度等の福祉医療費助成制度は使用できません。
保険証使用で3割負担での支払い。

<掛け金>

920円（京田辺市より全額補助されています）

市の教育委員会に、医療費及び薬局の領収書原本提出が必要です。（サポーター等の装具は領収書の写しでOK）

<学校管理下の範囲>

- ① 各教科や校外学習・修学旅行・掃除など
（但し、校外学習での体調不良は、学習時に訴え、次の日までの受診が対象。）
- ② 部活動など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 始業前、休憩時間、昼休み、放課後など定めた特定時間
- ④ 登下校中（但し、車等の事故については加害者の保険適応になるため対象外になる。） など



<災害の範囲>

- ① 負傷・・・捻挫、骨折、虫さされなど
- ② 疾病・・・食中毒、脳震盪、熱中症など
- ③ 障害・・・負傷や疾病が治り、後遺症が残った場合
- ④ 死亡・・・学校の管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡・突然死



詳しくは、別紙「災害共済給付金制度の加入について」をご覧ください。

注意!

学校管理下での災害について給付金が支給されますが、次のような場合は給付されませんので注意してください。

- * 授業を抜け出して、学校外に出てけがをした。
- * 下校の指示が出ていたのに、学校に残りけがをした。
- * 自転車通学が許可されていないのに自転車で登校中けがをした。 など



<支給の対象>

学校管理下の災害で、医療機関で処置を受け治療費が5,000円以上（窓口支払い1,500円以上）の場合のみ給付の対象になります。全治療費（全通院分）が1,500円未満の場合は、福祉医療費助成制度等をご活用ください。

<その他>

受診後の最初の申請は、2年以内に行わないと無効になります。また、申請については、受傷後10年間は継続できます。（校種が変わっても継続されます）

事務的な手続きについて

< 諸費について >

学校諸費を口座振替で納入していただいております。取扱金融機関は南都銀行です。南都銀行の普通預金口座をお持ちでない場合は、口座開設をお願いします。すでにお持ちのかたで、そちらの口座を登録される場合、新たな開設の必要はありません。

《学校諸費徴収の内容と金額（令和5年度実績）》

生徒会費	年額	2,400円
修学旅行積立	年額	28,000円（令和5年度1年生実績）
教材費等	年額	約14,000円（1年間に使用する教材等）

《その他必要なもの》

- ・アルトリコーダー（音楽）
- ・柔道着（体育）
- ・絵画用品等（美術） など

*その他必要なものについては、その都度文書にて販売日等をお知らせします。

※PTA活動は任意加入の団体であり、強制加入されるものではありません。本PTAの活動にご賛同いただける場合に参加していただいております。それに伴い会費につきましては、学校諸費ではなく、加入された方のみ別途徴収させていただきます。

< 就学援助制度について >

京田辺市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や通学用品費等について援助をしています。援助を希望される方は申し出てください。また、毎年申請（更新）が必要となりますので年度末に案内をお渡しします。ただし、急に経済状態に変化が出た場合等は、随時手続きをしますのでお申し出ください。なお、申請していただいても、審査の結果、認定されない場合がありますのでご了承ください。

《援助を受けられる費用》

○学用品費（学力テスト代含む）・通学用品費 ○新入学学用品費 ○校外活動費 ○
修学旅行費 ○体育実技用具費 ○クラブ活動費 ○生徒会費 ○PTA会費 ○卒
業アルバム代

< 学割の取得について >

JR・近鉄では、片道100kmを超える乗車に対して、運賃の2割を割り引く（特急券などは割引の対象になりません）制度を設けています。

利用に際しては、事前に学校、または学級担任まで「学割証明書発行願」を請求し、必

要事項を記入押印の上、学校にご提出ください。(発行願の様式は、学校ホームページからもダウンロードしていただけます。)

その後、「学校学生生徒旅客運賃割引証」(学割)の発行事務に入ります。

以上のような手続きが必要になりますので、乗車券を購入される1週間前にはお知らせください。即日発行はできませんのでご了承ください。(土・日・祝日・学校閉校日にも発行できません。)

<各種証明書の発行について>

資格の取得や、いろいろな手続きの申請にあたって、中学校が発行する証明書が必要になる場合があります。中学校を卒業された後も含めて、証明書が必要になった場合は、学級担任もしくは、教務主任までお知らせください。「在学証明書」、「卒業(見込み)証明書」、「成績証明書」など、必要な証明書の作成を行います。学校ホームページに「各種証明書発行について」にて「発行願い」がダウンロードできますので、記入の上提出していただくようお願いいたします。遠隔地にお住まいの方が必要になった場合は、電話での申し込みも受け付けていますが、本人確認をさせていただきます。また、作成に少しお時間をいただく場合もありますので、時間の余裕をもってお申し込みください。

<転校時の手続きについて>

引っ越しなどで転校される場合は、予定が決まり次第、学校へお知らせいただくとともに、手続きをしていただく必要があります。手続きはおおむね以下の通りです。

- ① 転校の予定が決まったら、なるべく早く、学級担任へお知らせください。
- ② 学級担任または教務主任から保護者の方へ「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお渡しします。
- ③ 住所の異動については、市役所の市民課で手続きをお願いします。その窓口で、「転出証明書」が渡されます。
- ④ 「転出証明書」を持って、新しい住所の市役所で手続きをしてください。
- ⑤ こちらからお渡しした「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って、指定された学校を訪ねてください。

*ただし、相手先の市町村で手続き方法が若干異なる場合がありますので、詳しくは、転出先の市町村教育委員会へお問い合わせください。



【PTA活動について】

本校の PTA は、本校に在籍する生徒の両親、又は保護者並びに本校の教職員を会員として組織し、生徒がより良い学校生活を過ごすために、活動を精選して実施しています。

※PTA 会員の加入についてですが、PTA は任意団体となります。

○PTA 役員について

- ・本校のPTAは本部役員を中心に運営委員会を組織して活動を進めています。
- ・本部役員の定数は、会長1名、副会長2名、庶務1名、会計1名、選挙管理委員長1名の6名です。また、運営委員会は、本部役員6名、広報部長1名、事業部長1名、各学年委員長3名、各地域委員長4名を含めた15名により組織します。

○PTA 役員の選出について

- ・選挙規程により選挙管理委員のもとで、毎年1月に1、2年生の会員の投票で本部役員を選出します。
- ・選挙規程により選挙管理委員のもとで、毎年2月に1、2年生の会員の投票で選挙管理委員、各地域委員を選出します。
- ・選挙規程により選挙管理委員のもとで、毎年4月（新年度）に全会員の投票で各学級より学級役員2名ずつ選出します。
- ・学級役員選出後、互選会で学級委員長1名、専門部員1名を選出します。
- ・互選会で学級委員長の中から各学年委員長を選出します。
- ・互選会で専門部員の中から各専門部長を選出します。

○活動内容について ※令和6年度の主な活動です。

本部役員・・・本部役員会への出席（年6～7回）、総会の準備（書面）、運営委員会の運営、対外的な行事への出席、その他PTA活動の全般に関わる活動への協力。

運営委員・・・運営委員会への出席（年5～6回）、本部役員と各部や委員会との連絡調整、本部役員の補佐。

学級委員・・・各行事における運営協力。

広報部員・・・年3回の広報誌の企画作成。

事業部員・・・PTA社会見学の企画運営、庭園整備。

地域委員・・・通学安全指導、地域のパトロール。

京田辺市学校給食センター（共同調理場方式）

京田辺市立中学校における学校給食は、令和6年4月から始まり、「京田辺市学校給食センター」から、市立3中学校に給食を提供しています。

学校給食センターは、国が定める衛生管理基準や国際基準である「H A C C P（ハサップ）」の概念に準じて整備し、最新の調理設備を備えています。

（構造＝鉄骨・2階建て 延べ床面積＝約2,000㎡ 最大調理数＝1日当たり3,000食）



給食センターの愛称は「はぐくみ」

調理業務は、調理業務の受託を全国展開されている(株)東洋食品に委託しています。

(株)東洋食品は、全国の学校給食3,870校、1日の調理数139万食の調理業務を担っている事業者です。

(参考) 近隣自治体受託実績

木津川市第一学校給食センター（6,700食）、木津川市第二学校給食センター

（2,200食）、精華町防災食育センター

（1,100食）、枚方市第一学校給食共同調理場（9,400食）

学校給食センターからの配送



学校給食センターで調理した給食は、関西で初めてとなる給食配送専用のEVトラックで各中学校へ配送します。静かな走行により授業への影響に配慮しています。

給食を運ぶ食缶は、保温機能に優れた物を採用し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく美味しいままで提供できるように工夫しています。

中学校給食の献立について



中学校給食の献立は、主食（原則米飯、月2回パン食）、副食、牛乳の基本的な組合せです。

栄養教諭及び管理栄養士が、中学生に必要な栄養価を算出し、旬の食材や地域の食材を取り入れ、行事食や郷土料理などバリエーション豊かな献立を作成しています。

学校給食費について

保護者の皆様が負担される学校給食費はすべて食材費に充当いたします。

その他の学校給食運営に必要な経費（施設整備費、光熱水費、人件費等）は市が負担します。令和6年度は1食あたりの単価は、340円です。

令和7年度の1食あたりの単価については、決定次第お知らせします。

食物アレルギー対応

学校給食センターが行う除去食対応や、給食で使用しない食品は次のとおりです。
除去食の提供は、毎月2回程度を予定しています。

◎給食センターが除去食対応を行う食品



◎給食に使用しない食品



※ 全小学校6年生に「学校給食における食物アレルギー等事前調査」を実施します。
食物アレルギーがある場合は、学校生活管理指導表の提出や面談等を行います。

学校給食費のお支払いについて

京田辺市では、令和6年度の中学校給食開始より、学校給食費収入と食材料費支出を市の歳入歳出予算に計上し、市が学校給食費の徴収・管理を行う「学校給食費の公会計化」を実施しています。(小学校給食については、令和7年度から公会計化となります。)

保護者の皆様におかれましては、金融機関による「学校給食費の口座振替の手続き」と、「学校給食の申込み」をお願いします。

令和6年11月中旬に、各小学校より6年生の児童に「令和7年4月からの中学校給食について」の関係資料を封書にてお渡しする予定です。学校給食費の支払方法等の手続きを記載していますので、ご確認いただき手続きをお願いします。

中学校給食費に関するQ&A

Q1 現在も口座振替で支払っていますが、手続きする必要がありますか？

→ 全ての保護者の皆様に、京田辺市用の口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

Q2 就学援助(もしくは生活保護)制度を利用しています。学校給食申込・口座振替の手続きは必要ですか？

→ 就学援助(もしくは生活保護)が認定されるまでは、学校給食費をお支払いいただく必要がありますので、学校給食申込・口座振替手続きをお願いします。

なお、遡って認定された場合、過払いとなった給食費は、手続きを行った口座へお返しします。

※ 中学校給食に関するお問い合わせ先 ※

京田辺市教育委員会 学校給食課

所在地 : 京田辺市学校給食センター(京田辺市草内禅定寺1番地1)

Tel : 0774-64-1393 E-mail : kyushoku@city.kyotanabe.lg.jp